(報告・確認)

1. 湯沢町総合計画について

総合計画は、町の基本構想と基本計画からなる、湯沢町まちづくり条例に基づき策定しなければならない、町の最上位計画です。

(抜粋) 湯沢町まちづくり基本条例(平成23年3月30日条例第1号) (総合計画)

- 第17条 町は、将来のあるべき姿を明らかにする基本構想及びこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」という。)を広く町民参画のもとに策定しなければならない。
- 2 総合計画は、行政評価や財政状況を踏まえて策定しなければならない
- 3 総合計画において実施する施策は、町民にわかりやすく公表しなければならない
- 4 総合計画以外に特定の政策分野における基本的な方向を明らかにする個別計画等を策定する場合は、総合計画との整合性を図るものとする。

現在の湯沢町総合計画(以下「現計画」という。)は、平成 22 年度にそれまでの計画を見直し新たに 策定したものです。現計画の計画期間は以下のとおりです。また、現計画の基本構想と基本計画の概要は 添付資料「湯沢町総合計画基本構想と基本計画(概要)」をご参照ください。

【現計画の計画期間】

基本構想: 平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)10年間

基本計画:(前期) 平成23年度(2011年度)~平成27年度(2015年度)5年間

(後期) 平成 28 年度 (2016 年度) ~令和 2 年度 (2020 年度) 5 年間

現計画は、基本構想、基本計画ともに今年度(令和2年度)が最終年度となっていることから、令和3年度を初年度とした次期湯沢町総合計画(以下「次期計画」という。)を今年度中に策定する必要があります。

(報告・確認)

2. 湯沢町総合計画運営審議会について

湯沢町総合計画運営審議会は総合計画の策定にあたり、必要な事項を調査、審議する機関になります。

委員の任期は5年間となっており、町から委嘱させていただきます。

今年度は次期計画の策定年度にあたることから、町民アンケート(町民意向調査)の実施内容の確認や町長からの諮問内容の審議等、複数回審議を行っていただくことになります。

(報告・確認)

3. 湯沢町総合計画の策定スケジュール等について

添付資料 湯沢町総合計画(2021-2030)策定スケジュールをご参照ください。

「湯沢町総合計画策定支援業務委託」・・・

次期計画の策定にあたり、株式会社ぎょうせいと計画策定支援業務の契約を結んでいます。